



神奈川県労働局発表
平成29年5月29日

神奈川県労働局労働基準部安全課

安全課長 原田 聡

課長補佐 武尾 亘

電話 045(211)7352

FAX 045(211)0048

神奈川県下における平成28年の労働災害発生状況について

～ 死亡者数は過去最少の28人～

3年連続して第12次労働災害防止推進計画の最終減少目標値（H29年39名）を達成

神奈川県労働局（局長 姉崎 猛）では、平成28年における神奈川県内の労働災害の発生状況を取りまとめたので、その概要を発表します。

1 労働災害発生状況

(1) 死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は平成27年より8人減、過去最少だった平成26年32人より4人減の28人となり、3年連続して第12次労働災害防止推進計画の最終減少目標値（H29年39名）を達成するとともに過去最少を更新しました。

死亡者数の減少を重点施策としている建設業（H27年10人→H28年9人）、製造業（H27年4人→H28年3人）とともに減少するとともに、主要業種で増加した業種はありませんでした。

(2) 死傷災害発生状況

労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上）は6,598人で、平成27年の6,511人より87人増加（前年比+1.3%）しました。

死傷災害が多発している業種は、商業：1,083人（前年比△7人・△0.6%）、製造業：1,012人（前年比+7人・+0.7%）、陸上貨物運送事業：859人（前年比△17人・△1.9%）、建設業：821人（前年比+40人・+5.1%）、社会福祉施設：612人（前年比+53人・+9.5%）の順となっています。

事故の型別では、つまずきなどによる「転倒」が1,485人（前年比+33人・+2.3%）で最も多く、高所などからの「墜落・転落」が1,128人（前年比+26人・+2.4%）、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が1,001人（前年比+78人・+8.6%）の順となっています。「墜落・転落」と「転倒」による死傷者数は、全死傷者数の約4割を占めています。

2 労働災害防止のための今後の取組

神奈川県労働局においては、全国的に災害が多発している小売業・飲食店、社会福祉施設に対する「働く人に安全な店舗・施設づくり推進運動」、特に建設業における墜落・転落災害防止対策、「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」による転倒災害防止対策、荷役作業における災害防止の徹底（荷主による対策）な

どに取り組むこととしています。

また、全国一斉の安全活動の取組、『全国安全週間』（本週間：7月1日～7日準備月間：6月1日～30日）が始まります。

この期間中に、神奈川県労働局は、安全衛生に係る優良事業場、団体又は功績者等に対する表彰式を7月4日に行うほか、神奈川県労働局及び各労働基準監督署は『全国安全週間』及び準備期間中に、上記の取組について一層の周知・啓発を図ります。

関係資料

- 1 平成28年 死亡災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 2 平成28年 死傷災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 3 「働く人に安全な店舗・施設づくり推進運動」（リーフレット）
- 4 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」（神奈川県労働局リーフレット）
- 5 「荷役作業中の労働災害発生事例と安全な荷役作業の実施にむけて」
（神奈川県労働局リーフレット）
- 6 「第12次労働災害防止推進計画の概要」（神奈川県労働局リーフレット）
- 7 第90回 全国安全週間 実施要綱（抜粋）（リーフレット）

平成28年発生 死亡災害発生状況(業種別・事故の型別)

(死亡災害報告による)

神奈川県労働局

型 業 種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	おぼれ	有害物との 接触	爆発	交通事故 (道路)	左記以外	合 計	平成27年 合 計	増 減
製造業	2											1	3	4	-1
建設業	5					2	1				1		9	10	-1
陸上貨物運送事業				1							1		2	5	-3
港湾運送業							1						1	2	-1
商業				1							1	1	3	4	-1
清掃・と蓄	2												2	3	-1
警備業													0	1	-1
上記以外の業種					2	1	2			1	1	1	8	7	1
合 計	9	0	0	2	2	3	4	0	0	1	4	3	28	36	-8
平成27年 合 計	12	1	2	1	0	2	7	1	0	0	4	6	36		
増 減	-3	-1	-2	1	2	1	-3	-1	0	1	0	-3	-8		

* 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を示す。

平成28年発生 死傷災害発生状況(業種別・事故の型別)

【休業4日以上 の死傷者数 労働者死傷病報告による】

神奈川県労働局

業種 \ 型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	はさまれ ・ 巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故 (道路)	動作の反動 ・ 無理な動作	左記以外	合計	平成27年 合計	増減
製造業	120	199	54	76	219	94	21	113	116	1,012	1,005	7
建設業	270	79	35	86	75	73	46	50	107	821	781	40
道路旅客 運送業	19	29	11	3	9	0	172	42	28	313	328	-15
陸上貨物 運送事業	212	154	83	66	90	16	55	134	49	859	876	-17
商業	169	292	43	50	68	97	99	172	93	1,083	1,090	-7
社会福祉施設	42	184	36	10	10	14	36	216	64	612	559	53
接客娯楽業	45	160	21	29	24	92	14	65	89	539	512	27
清掃・と蓄	95	127	19	16	38	22	17	54	23	411	416	-5
上記以外の業種	156	261	38	41	40	41	109	155	107	948	944	4
合計	1,128	1,485	340	377	573	449	569	1001	676	6,598	6,511	87
平成27年 合計	1,102	1,452	333	338	647	443	557	923	690	6,511		
増減	26	33	7	39	-74	6	12	78	-14	87		

* 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を示す。

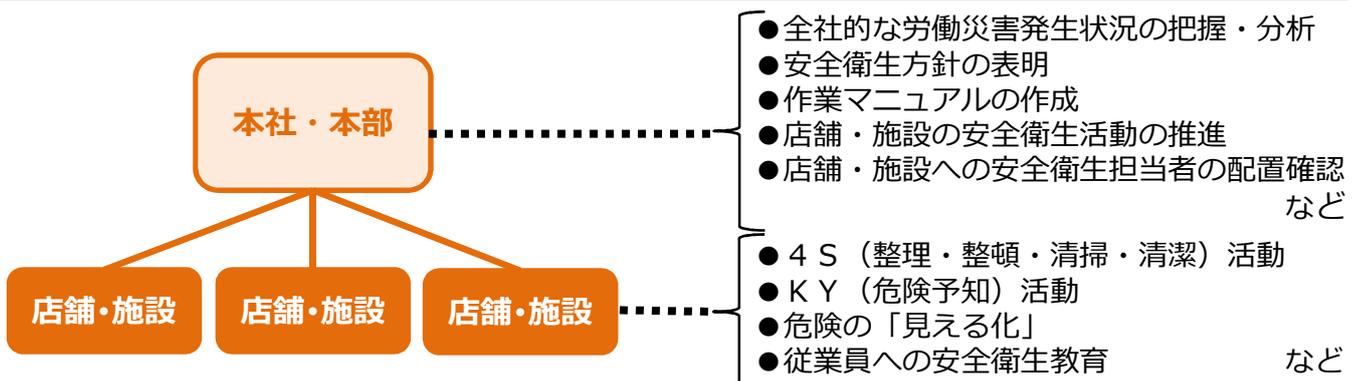
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」 「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう)

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をする事や、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

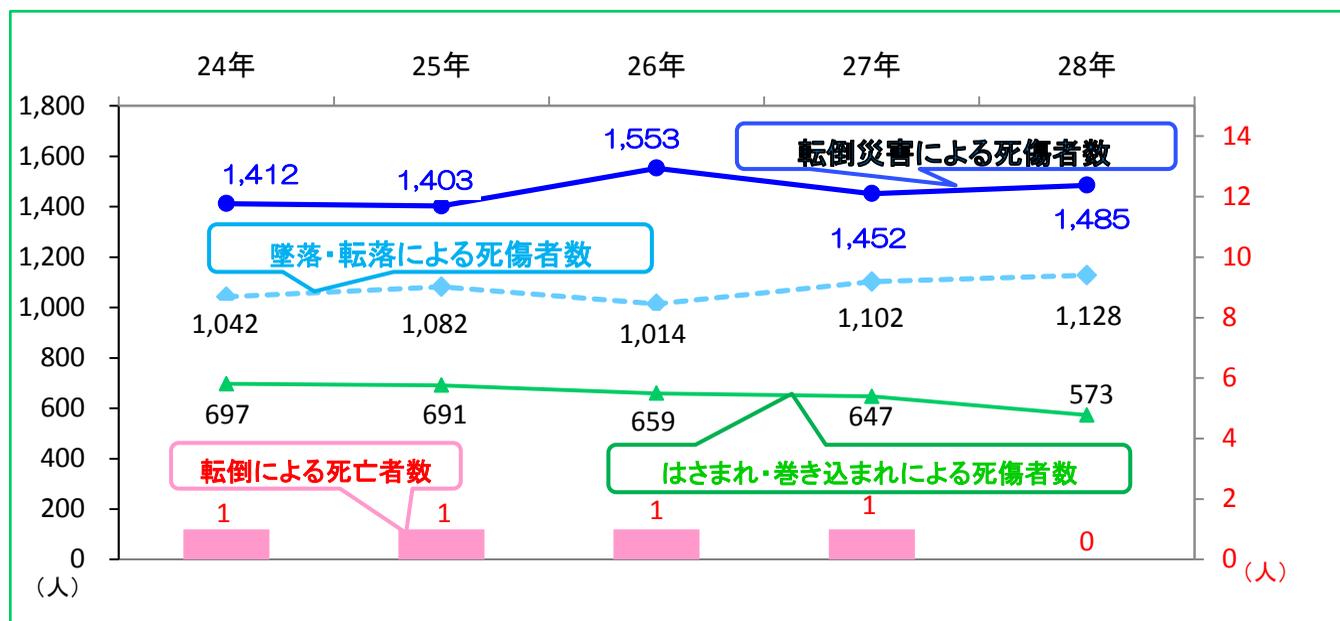
検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

STOP！転倒災害プロジェクト神奈川

神奈川労働局・県内各労働基準監督署

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は全国的に年々増加しており、神奈川県内でも転倒による死傷者数が最も多い災害となっています。



あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？
 (平成28年中に神奈川県内で発生した「転倒」災害事例)

業種	被災者 年齢、性別 (経験年数)	傷病部位、 傷病名	休業日数	災害の概要
製造業	40歳代、男性 (約24年)	足首骨折	約3ヶ月	事業場敷地内を歩いて移動中、凍っていた路面に足を滑らせて転倒し、足首を骨折。
建築工事業業	50歳代、男性 (約1年)	膝関節骨折	約7ヶ月	賃貸のコンテナ倉庫において、翌日使用する工具を工事車両に入れ替え作業中、倉庫出入口の段差に躓いて転倒して、膝を強打し、骨折。
一般貨物自動車運送業	50歳代、男性 (約3ヶ月)	大腿骨骨折	約4ヶ月	取引先の冷凍庫内で、カゴ車の荷を引こうとした際、足下が凍結していたため、滑って転倒して臀部を床に強打し、大腿骨を骨折。
小売業	60歳代、女性 (約2年)	膝蓋骨骨折	約3ヶ月	店内にて廃棄する段ボールを歩いて運搬中、他の売り場の前に置いてあるミニキャリーに躓き転倒し、膝の皿を骨折。
社会福祉施設	20歳代、女性 (約5ヶ月)	膝蓋骨骨折	約2ヶ月	利用者を送迎後、利用者宅から送迎車に戻る際、段差で躓き前方に転倒し、膝を骨折。
飲食店	60歳代、女性 (約4年)	大腿骨骨折	約11ヶ月	厨房内で盛り付け作業中、後方の食器乾燥庫に食器を取りに移動したところ、移動式保冷庫のコードに足を取られ転倒し、大腿骨を骨折。
ビルメンメンテナンス業	20歳代、男性 約15ヶ月	足首骨折	約3ヶ月	ビルの屋上で清掃作業準備中、約15センチメートルの段差に気が付かず、足を踏み外して転倒し、足首を骨折。

6月は転倒災害防止の重点取組期間です！

STOP！転倒災害プロジェクト

～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、神奈川県労働局・県内各労働基準監督署でも、『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』として各種取り組みを実施しており、特に積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間としております。

また、神奈川県労働局では、『**ころばNICEかながわ体操**』

を動画で作成し、ホームページでも公開しておりますので、転倒予防体操として活用して下さい。

動画へ ⇒



※ 再生できない場合があります。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

STOP！転倒

検索

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。
<厚生労働省 ホームページ> 「STOP！転倒災害プロジェクト」

1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。

階段の下りはじめ3段と着地前3段に黄色のペンキを塗り転倒防止!!

職員用階段上下3段に黄色のペンキで塗装を施し、注意喚起する対策をとった。

自所属で階段での転倒災害が発生し、他所属でも下りる最初と最後での発生が多いとの事例から対策を考えました。(副店長)

<塗装後の職員の意見>

- ・塗装してあるので無意識のうちに注意してしまう。
- ・塗装箇所付近に近づくと急にスピードを緩める。
- ・塗装箇所を見たら階段で転倒しそうになったことを思い出す。

転倒災害防止運動 (10月～11月)

転倒災害防止運動「転倒災害」です。

乾いた床での転倒に注意しましょう。

- 転倒防止対策として、床の乾燥を促すため、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。

仕事中は決して走らないでください。

- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。

床に置いてあるモノに注意しましょう。

- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。

人の後ろを通る時は必ず声をかけましょう。

- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。

清掃中のグリストラップに注意しましょう。

- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。

仕事の前、仕事の後にも注意しましょう。

- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。
- 転倒防止対策として、床の乾燥剤を設置する。

(資料出所：中央労働災害防止協会)

2 転倒予防の知識養成セミナーの紹介

転倒を防ぐための実習を交えて基礎知識を身につけるセミナー、転倒災害防止の基本となる「4S活動」や「KY活動」をテーマとした研修を実施します。

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき



[主な原因]

- 床の凹凸や段差
- 床に放置された荷物や商品など

踏み外し



[主な原因]

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できることから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



[コラム] 正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウ)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よriftつまずきやすくなります。



靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要がありますので、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
4	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	職場巡視を行い、通路、階段などの状況を チェックしていますか	<input type="checkbox"/>
7	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
9	作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！



神奈川県労働局発表
平成29年5月29日

神奈川県労働局労働基準部安全課

安全課長 原田 聡

課長補佐 武尾 亘

電話 045(211)7352

FAX 045(211)0048

神奈川県下における平成28年の労働災害発生状況について

～ 死亡者数は過去最少の28人～

3年連続して第12次労働災害防止推進計画の最終減少目標値（H29年39名）を達成

神奈川県労働局（局長 姉崎 猛）では、平成28年における神奈川県内の労働災害の発生状況を取りまとめたので、その概要を発表します。

1 労働災害発生状況

(1) 死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は平成27年より8人減、過去最少だった平成26年32人より4人減の28人となり、3年連続して第12次労働災害防止推進計画の最終減少目標値（H29年39名）を達成するとともに過去最少を更新しました。

死亡者数の減少を重点施策としている建設業（H27年10人→H28年9人）、製造業（H27年4人→H28年3人）とともに減少するとともに、主要業種で増加した業種はありませんでした。

(2) 死傷災害発生状況

労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上）は6,598人で、平成27年の6,511人より87人増加（前年比+1.3%）しました。

死傷災害が多発している業種は、商業：1,083人（前年比△7人・△0.6%）、製造業：1,012人（前年比+7人・+0.7%）、陸上貨物運送事業：859人（前年比△17人・△1.9%）、建設業：821人（前年比+40人・+5.1%）、社会福祉施設：612人（前年比+53人・+9.5%）の順となっています。

事故の型別では、つまずきなどによる「転倒」が1,485人（前年比+33人・+2.3%）で最も多く、高所などからの「墜落・転落」が1,128人（前年比+26人・+2.4%）、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が1,001人（前年比+78人・+8.6%）の順となっています。「墜落・転落」と「転倒」による死傷者数は、全死傷者数の約4割を占めています。

2 労働災害防止のための今後の取組

神奈川県労働局においては、全国的に災害が多発している小売業・飲食店、社会福祉施設に対する「働く人に安全な店舗・施設づくり推進運動」、特に建設業における墜落・転落災害防止対策、「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」による転倒災害防止対策、荷役作業における災害防止の徹底（荷主による対策）な

どに取り組むこととしています。

また、全国一斉の安全活動の取組、『全国安全週間』（本週間：7月1日～7日準備月間：6月1日～30日）が始まります。

この期間中に、神奈川県労働局は、安全衛生に係る優良事業場、団体又は功績者等に対する表彰式を7月4日に行うほか、神奈川県労働局及び各労働基準監督署は『全国安全週間』及び準備期間中に、上記の取組について一層の周知・啓発を図ります。

関係資料

- 1 平成28年 死亡災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 2 平成28年 死傷災害発生状況（業種別・事故の型別）
- 3 「働く人に安全な店舗・施設づくり推進運動」（リーフレット）
- 4 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」（神奈川県労働局リーフレット）
- 5 「荷役作業中の労働災害発生事例と安全な荷役作業の実施にむけて」
（神奈川県労働局リーフレット）
- 6 「第12次労働災害防止推進計画の概要」（神奈川県労働局リーフレット）
- 7 第90回 全国安全週間 実施要綱（抜粋）（リーフレット）

『第12次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 平成29年5月作成

計画期間

*平成25年度～29年度（5か年計画）

計画の全体目標

*平成29年発生、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）

*平成29年発生、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少（同上）

【平成29年最終目標：死亡者数を39人以下、死傷者数を5,600人以下】

4つの重点施策

I 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

（第11次防期間中の災害発生状況をもとに重点業種・重点対策を決定）

→ 詳細 P.2～P.3

II 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化

*関係行政機関、専門家、災害防止団体、業界団体、産業保健機関、との連携・協働

III 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

*経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚

*不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

*地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚

IV 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

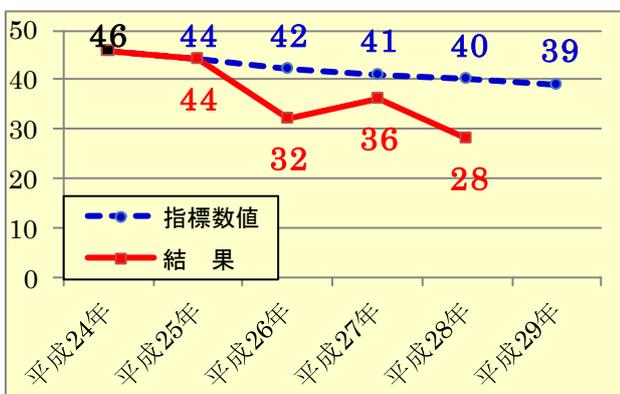
*建設工事発注者に対する要請

*荷主による取組の促進

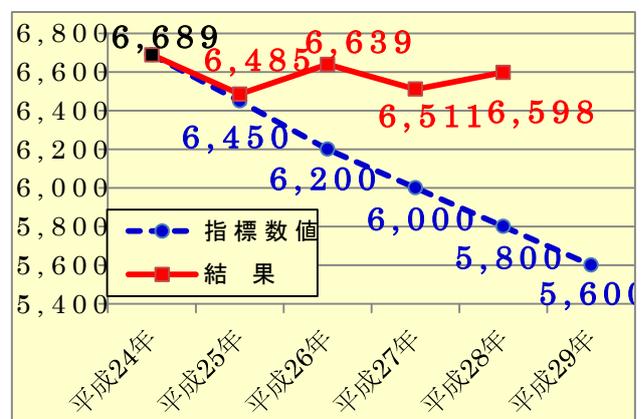
*機械設備の本質安全化の促進

平成29年の最終目標への進捗状況

《死亡者数》



《死傷者数》



*死亡者数は、26年から28年まで3年連続して最終目標年の39名を下回っている状況。

*死傷者数については最終目標を達成するためには前年比15%以上減少させる必要がある。

（点線のグラフは平成25年計画策定時の最終目標までの指標数値）

1 重点業種対策

(1) 第三次産業対策

① 小売業

*大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップへの働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、高齢者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等） *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 *中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実） *小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）を捉えた啓発・指導

② 社会福祉施設

*対象事業場に対する指導・啓発（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点としたパート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、労働者の意識改革、高齢労働者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等） *「職場における腰痛予防対策指針」の周知 *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 *地方公共団体との連携（説明会、研修会の機会の充実） *中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実） *「職場における腰痛予防対策指針」の周知

③ 飲食店

*多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する「転倒災害防止」「切れ・こすれ災害防止」を重点とした安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、受動喫煙防止対策の推進等） *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 *中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実） *小零細事業場に対する集団をとりえた（商店街、組合等）啓発・指導

(2) 陸上貨物運送事業対策

*荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及 *墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導 *経営トップの理解促進、安全衛生管理体制の整備 *荷主による取組の促進 *関係災防団体等との連携による啓発・指導

(3) 食料品製造業対策

*経営トップへの働きかけ *安全管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施を指導 *食品加工用機械の災害防止対策の推進 *安全衛生教育の継続的实施 *労働者の意識改善 *災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上

(4) 建設業対策

*墜落・転落災害防止対策の徹底（改正安衛則に基づく足場からの墜落防止措置の実施、改正された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の普及促進等） *「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」に基づく斜面崩壊防止措置の実施 *解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化 *自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 *「重機災害」の防止の徹底 *雇入時教育、新規入場時教育等の徹底 *建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化

(5) 製造業対策

*リスクアセスメントの実施の促進等、管理体制の整備促進 *「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化等、災害防止対策の徹底 *労働者の意識改善 *中災防、災防関係団体等との連携による啓発・指導

2 健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策

*全ての対象事業場(労働者 50 人以上)におけるストレスチェック制度(平 27・12・1~)の円滑な実施
*中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進
*事業場外資源の積極的活用
*職場復帰支援の取組の推進関係機関・団体等との有機的な連携

(2) 過重労働による健康障害防止対策

*労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
*長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
*衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底

(3) 化学物質対策

*平成 28 年 6 月 1 日から施行される改正・安衛法に基づく化学物質の管理措置の徹底
・危険有害性の表示、安全データシート (SDS) の交付の徹底
・危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進

(4) 腰痛予防対策

*「職場における腰痛予防対策指針」の周知・徹底 (社会福祉施設・小売業・陸上貨物運送事業を重点)
*作業方法の改善 *腰痛予防教育の徹底等

(5) 熱中症対策

*早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底
*WBGT 値 (暑さ指数) の活用等による作業環境管理、作業管理の徹底
*健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止

(6) 粉じん障害防止対策

*「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

(7) 受動喫煙防止対策

*受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

3 業種横断的取組

(1) リスクアセスメントの普及促進

*中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進

(2) 高年齢労働者対策

*身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組 *高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施

(3) 非正規雇用労働者対策

*パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施
*労働者の意識改革

重点対策の目標設定

※平成 25 年から 28 年の上段は目標値、下段は実績を示す

	業種	種別	平成 24 年	平成 29 年 最終目標	平成 25 年※	平成 26 年※	平成 27 年※	平成 28 年	平成 29 年
災 害 減 少	全業種	死亡	46	15%減少	44 44	42 32	41 36	40 28	39
		休業	6,689	15%減少	6,450 6,485	6,200 6,639	6,000 6,511	5,800 6,598	5,600
	小売業	休業	875	20%減少	840 821	800 859	760 848	730 830	700
	社会福祉施設	休業	485	10%減少	470 558	460 545	450 559	440 612	430
	飲食店	休業	389	20%減少	370 384	350 340	330 340	320 370	310
	陸上貨物運送事業	休業	825	10%減少	810 806	790 848	770 876	750 859	740
	食料品製造業	休業	332	15%減少	320 290	310 317	300 321	290 322	280
	建設業	死亡	16	20%減少	15 13	14 12	13 10	12 9	12
		休業	907	15%減少	880 871	850 857	820 781	790 821	760
	製造業	死亡	12	10%減少	11 5	10 8	10 4	10 3	10
休業		1,126	15%減少	1,090 1,035	1,050 1,076	1,010 1,005	980 1,012	950	
健 康 確 保 ・ 職 業 性 疾 病 対 策	メンタルヘルス対策	平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする							
	過重労働による健康障害防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する							
	化学物質対策	平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を 50%以上とする							
	腰痛予防対策	平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数を 10%以上減少させる							
	熱中症対策	平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる							

注 1)「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業 4 日以上」の略である。

注 2)「災害減少」の「平成 29 年最終目標」欄の「〇〇%減少」は、「平成 24 年の災害発生件数に対して平成 29 年までに、〇〇%以上減少させる」の略である。

詳しい内容（推進計画本文）については神奈川県労働局ホームページ（kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/）のトップページ下段の （セーフワークマーク）をクリックしてください。

第90回 全国安全週間

期 間：平成29年7月1日(土)～7日(金)

【準備期間：平成29年6月1日(木)～30日(金)】

(スローガン)

そしき すす あんぜんかんり と く あんぜんかつどう
組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

みらい あんぜんぶんか
未来へつなげよう安全文化

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で過去最少となりました。

しかしながら、休業4日以上之死傷災害は前年より1.4%増加しました。また、平成29年の死亡災害についても平成29年4月末の速報値では、前年の同時期を上回っている状況です。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、死傷災害が増加している第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」のスローガンのもと、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者一人一人の安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成29年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成29年度全国安全週間実施要綱について（抜粋） 事業者の実施事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

（1）小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ・職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- ・安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

（2）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- ・積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・トラックの逸走防止措置の実施
- ・トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

（3）製造業における労働災害防止対策

- ・機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

（4）建設業における労働災害防止対策

< 一般的事項 >

- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- ・職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

< 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 >

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

（5）林業の労働災害防止対策

- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。